

利 用 上 の 注 意

1 調査の目的

商業統計調査は、商業を営む事業所について、産業別、従業者規模別、地域別等に、従業者数や商品販売額等を把握することで、商業の実態を明らかにし、商業に関する施策の基礎資料を得ることを目的としている。

2 調査の根拠

統計法（昭和19年法律第53号）に基づく基幹統計調査であり、商業統計調査規則（昭和27年通商産業省令第60号）によって実施している。

3 調査の期日

平成26年商業統計調査は、平成26年7月1日現在で実施した。なお、商業統計調査は周期調査であるが、平成9年以降の調査から5年ごとに実施し、その中間年（調査の2年後）に簡易な調査を実施している。

また、経済センサスの創設に伴い、商業統計調査は、経済センサス-活動調査実施年の2年後に実施することとなり、今回は総務省所管の経済センサス-基礎調査との同時調査（一体的）により実施した。

年次別の調査期日は、以下のとおり。

調査年次	調査期日	調査種別	調査年次	調査期日	調査種別
昭和27年調査	9月1日	卸売・小売業、飲食店	昭和57年調査	6月1日	卸売・小売業、飲食店
〃 29 〃	9月1日	〃	〃 60 〃	5月1日	卸売・小売業
〃 31 〃	7月1日	〃	〃 61 〃	10月1日	一般飲食店
〃 33 〃	7月1日	〃	〃 63 〃	6月1日	卸売・小売業
〃 35 〃	6月1日	〃	平成元年調査	10月1日	一般飲食店
〃 37 〃	7月1日	〃	〃 3 〃	7月1日	卸売・小売業
〃 39 〃	7月1日	〃	〃 4 〃	10月1日	一般飲食店
〃 41 〃	7月1日	〃	〃 6 〃	7月1日	卸売・小売業
〃 43 〃	7月1日	〃	〃 9 〃	6月1日	〃
〃 45 〃	6月1日	〃	〃 11 〃	7月1日	〃（簡易調査）
〃 47 〃	5月1日	〃	〃 14 〃	6月1日	卸売・小売業
〃 49 〃	5月1日	〃	〃 16 〃	6月1日	〃（簡易調査）
〃 51 〃	5月1日	〃	〃 19 〃	6月1日	卸売・小売業
〃 54 〃	6月1日	〃	〃 26 〃	7月1日	〃

※平成26年調査は、日本標準産業分類の第12回改定及び調査設定の大幅変更を行ったことに伴い、前回実施の平成19年調査の数値とは接続しない。

4 調査の範囲

日本標準産業分類による「大分類I-卸売業、小売業」に属する事業所を対象とした。

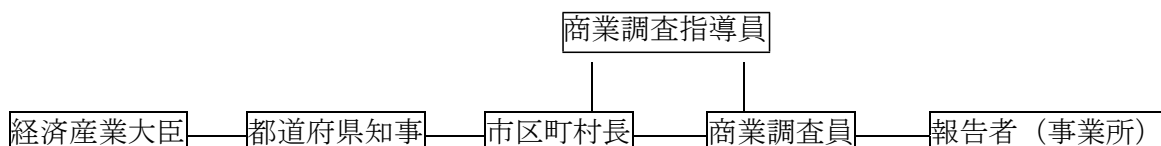
調査は、民営の事業所を対象とした。例えば、商業以外の会社、官公庁、学校、工場などの構内にある別経営の事業所（売店等）、また、店舗を有しないで商品を販売する訪問販売、通信・カタログ・インターネット販売などの事業所も調査の対象とした。

なお、調査期日に休業若しくは清算中、季節営業であっても専従者がいる事業所は対象とした。

5 調査の方法及び経路

商業統計調査の調査経路及び調査方法は、以下のとおり。

- ① 報告者（事業所）が自ら調査員によって配布された調査票に記入（自計方式）し、調査員が回収する又はオンライン提出による調査員調査方式



- ② 商業事業所の本社・本店等が傘下の商業事業所の調査票を事業所ごとに作成し、一括して経済産業省へ郵送又はオンラインにより提出する本社等一括調査方式

経済産業大臣 ———— 対象企業

6 集計の対象

産業大分類「I-卸売業、小売業」に格付けられた事業所のうち、以下の全てに該当する事業所について集計した。

- ・管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
- ・産業細分類の格付に必要な事項の数値が得られた事業所であること

7 主な用語の説明

(1) 事業所（商業事業所）

原則として一定の場所（一区画）を占めて「有体的商品を購入して販売する事業所」であって、一般的に卸売業、小売業といわれる事業所をいう。

(2) 卸売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

- ① 小売業者又は他の卸売業者に商品を販売する事業所
- ② 産業用使用者（建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等）に業務用として商品を大量又は多額に販売する事業所
- ③ 主として業務用に使用される商品〔事務用機械及び家具、病院・美容院・レストラン・ホテルなどの設備、産業用機械（農業用器具を除く）など〕を販売する事業所
- ④ 製造業の会社が、別の場所で経営している自己製品の卸売事業所（主として管理事務のみを行っている事業所を除く）例えば、家電メーカーの支店、営業所が自己製品を問屋などに販売している場合、その支店、営業所は卸売事業所となる。
- ⑤ 商品を卸売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所
修理料収入の方が多くても同種商品を販売している場合は、修理業とせず卸売業とする。
- ⑥ 主として手数料を得て他の事業所のために商品の売買の代理又は仲立を行う事業所（代理商・仲立業）。代理商、仲立業には、一般的に、買継商、仲買人、農産物集荷業と呼ばれている事業所が含まれる。

(3) 小売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

- ① 個人（個人経営の農林漁家への販売を含む）又は家庭用消費者のために商品を販売する事業所
- ② 産業用使用者に少量又は少額に商品を販売する事業所
- ③ 商品を販売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所
修理料収入の方が多くても、同種商品を販売している場合は修理業とせず小売業とする。
ただし、修理のみを専業としている事業所は、修理業〔大分類R-サービス業（他に分類されないもの）〕とし、修理のために部品などを取り替えても商品の販売とはしない。
- ④ 製造小売事業所（自店で製造した商品をその場所で個人又は家庭用消費者に販売する事業所）
例えば、菓子店、パン屋、豆腐屋、調剤薬局など。
なお、商品を製造する事業所が店舗を持たず通信販売により小売している場合は、製造業（大分類E）に分類される。
- ⑤ ガソリンスタンド
- ⑥ 主として無店舗販売を行う事業所（販売する場所そのものは無店舗であっても、商品の販売活動を行うための拠点となる事務所などがある訪問販売又は通信・カタログ・インターネット販売の事業所）で、主として個人又は家庭用消費者に販売する事業所
- ⑦ 別経営の事業所
官公庁、会社、工場、団体、遊園地などの中にある売店等で他の事業所によって経営されている場合はそれぞれ独立した事業所として小売業に分類する。

(4) 従業者及び就業者

平成26年7月1日現在で、当該事業所の業務に従事している従業者、就業者をいう。

従業者とは「個人業主」、「無給家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」の計をいい、就業者とは従業者に「臨時雇用者」及び「他からの出向・派遣従業者」を合わせ「従業者・臨時雇用者のうち他への出向又は派遣従業者」を除いたものをいう。

- ① 「個人業主」とは、個人経営の事業主でその事業所の実際の業務に従事している者をいう。
- ② 「無給家族従業者」とは、個人業主の家族で賃金・給与を受けず、ふだん事業所の仕事を手伝っている者をいう。
- ③ 「有給役員」とは、法人、団体の役員（常勤、非常勤を問わない）で給与を受けている者をいう。
- ④ 「常用雇用者」とは、「正社員・正職員」、「パート・アルバイトなど」と呼ばれている者で次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 期間を定めずに雇用されている者
 - イ 1か月を超える期間を定めて雇用されている者
 - ウ 平成26年5月、6月のそれぞれの月に18日以上雇用された者
- ⑤ 「臨時雇用者」とは、常用雇用者以外の雇用者で1か月以内の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者をいう。
- ⑥ 「他からの出向・派遣従業者」とは、別経営の事業所から出向・派遣されている者をいう。
- ⑦ 「従業者・臨時雇用者のうち他への出向又は派遣従業者」とは、従業者及び臨時雇用者のうち、別経営の事業者へ出向・派遣している者をいう。
- ⑧ 「パート・アルバイトなどの8時間換算雇用者数」とは、パート・アルバイトなどの従業者について平均的な1日当たりの労働時間である8時間に換算したもの。

(5) 年間商品販売額

平成25年1月1日から平成25年12月31日までの1年間の当該事業所における有体商品の販売額をいう。したがって、土地・建物などの不動産及び株券、商品券、プリペイドカード、宝くじ、切手などの有価証券の販売額は含めない。

(6) その他の収入額

平成25年1月1日から平成25年12月31日までの1年間の商品販売に関する修理料及び仲立手数料、製造業出荷額、飲食部門収入額、サービス業収入額などの商業活動（商品販売額）以外の事業による収入額を合計したもの。

なお、「製造業出荷額」とは、自店で製造した商品の卸売販売額、原材料を支給し委託生産したものに自社で加工処理して完成させた商品の卸売販売額、受託製造の加工賃収入額。

「飲食部門収入額」とは、客の注文に応じ調理した飲食料品等を提供したことによる収入額。

「サービス業収入額」とは、販売商品に関連しない各種修理、クリーニング、宅配便取次手数料などのサービスの提供に対する収入額。

(7) セルフサービス方式（小売業のみ）

セルフサービス方式とは、①客が値札等により各商品の値段が判るような表示方式をとっていること、②店に備え付けられている買物カゴ、ショッピングカート、トレーなどにより、客が自由に商品を選び取れるようなシステムをとっていること、③売場の出口などに設置されている精算所（レジ）において、客が一括して代金の支払いを行うシステムになっていること、の三つの条件を兼ねている場合をいう。

商業統計調査でいう「セルフサービス方式採用」の事業所とは上記条件による販売を売場面積の50%以上で行っている事業所をいう。

セルフサービス方式に該当する事業所の例として、総合スーパー、専門スーパー、ホームセンター、ドラッグストア、コンビニエンスストア、ワンプライスショップ、大型カー用品店などがある。

(8) 売場面積（小売業のみ）

平成26年7月1日現在で、事業所が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積（食堂・喫茶、屋外展示場、配送所、階段、連絡通路、エレベーター、エスカレーター、休憩室、洗面所、事務室、倉庫等、また、他に貸している店舗（テナント）分は除く）をいう。

ただし、牛乳小売業（宅配専門）、自動車（新車・中古）小売業、建具小売業、畳小売業、ガ

ソリスタンド、新聞小売業（宅配専門）の事業所については売場面積の調査を行っていない。

(9) 営業時間（小売業のみ）

牛乳小売業（宅配専門）、新聞小売業（宅配専門）に属する事業所の営業時間は調査をしていない。

(10) 商品販売形態（小売業のみ）

- ① 「店頭販売」とは、店頭で商品を販売した場合をいう。なお、ご用聞き及び移動販売も含む。
- ② 「訪問販売」とは、訪問販売員等が家庭などを訪問して商品を販売した場合をいう。仮設会場での展示販売も含む。
- ③ 「通信・カタログ販売」とは、カタログ、テレビ、ラジオ等の媒体を用いてPRを行い、消費者から郵便、電話、FAX、銀行振込などの通信手段による購入の申込を受けて商品を販売した場合をいう。
- ④ 「インターネット販売」とは、インターネットにより購入の申し込みを受けて商品を販売した場合をいう。
- ⑤ 「自動販売機による販売」とは、商業事業所が管理している自動販売機で商品を販売した場合をいう。
- ⑥ 「その他」とは、生活協同組合の「共同購入方式」、新聞、牛乳などの月極販売及び上記以外の販売形態で商品を販売した場合をいう。

(11) 来客用駐車場（小売業のみ）

平成26年7月1日現在で、来客の自動車を一時的に保管できる場所をいう。

なお、ガソリスタンドについては調査をしていない。

- ① 「専用駐車場」とは、自己所有又は契約等により、その事業所が単独で使用できる来客用の駐車場をいう。
- ② 「共用駐車場」とは、他の事業所等と共用で使用しており、その事業所が単独で使用できる区画が明確になっていない来客用の駐車場をいう。
- ③ 「収容台数」とは、専用駐車場で満車の状態で収容できる台数をいい、一日の延べ収容台数ではない。

(12) コンビニエンスストア

コンビニエンスストアとは、中分類「58 飲食料品小売業」に格付けされた事業所のうち、セルフサービス方式を採用し、売場面積が30㎡以上250㎡未満で、営業時間が14時間以上の事業所をいう。

8 取扱事業所数について

取扱事業所は、取扱商品（5桁の商品分類）ごとに事業所数を計上している。そのため、事業所数の計は延べ事業所数となっている。

9 記号及び注記

- (1) 表中の「-」は該当数値なし、「0」及び「0.0」は四捨五入による単位未満、「△」はマイナスの数値を表している。「x」は事業所数が1又は2の事業所に関する数値で、これをそのまま掲げると個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあるため秘匿した箇所であるが、3以上の事業所に関する数値であっても、前後の関係から秘匿の数値が判明する箇所も同様に秘匿している。
- (2) 「その他の収入額」の内訳の数値については、積み上げた数値とその合計値は四捨五入の関係で必ずしも一致しない。
- (3) 「構成比」については、積み上げた数値とその合計値は四捨五入の関係で必ずしも一致しない。

10 その他の注意事項

- (1) 表中の数値は、年間商品販売額等があり、産業細分類格付けに必要な事項の数値が得られた事業所を対象として集計した。
- (2) ここに公表する結果は、本市が独自集計したものであり、経済産業省、兵庫県が公表する数値と相違する場合がある。